

議案第 8 2 号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和 3 6 年川崎市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前 1 丁目 1 1 番 6 号
川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島 1 丁目 2 8 番 5 号

」

を

「

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島 1 丁目 2 8 番 5 号
-----------	-------------------------

」

に改める。

第 3 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を削り、同条第 4 号を

同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とする。

第8条第1号中「及び第2号」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

わーくす大師を廃止するため、この条例を制定するものである。